

(この条例の趣旨)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第227条の規定により徴収する産業廃棄物等に関する事務に係る手数料は、別に定めがあるもののほか、この条例の定めるところによる。

(平16条例28・一部改正)

(手数料を徴収する事務及び手数料の額)

第2条 手数料を徴収する事務及び手数料の額は、次に掲げるとおりとする。

(1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下この号において「法」という。)に基づく次に掲げる事務

ア 2以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例の認定の申請に対する審査 1件 147,000円

イ 2以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例の認定に係る事項の変更の認定の申請に対する審査 1件 134,000円

ウ 産業廃棄物収集運搬業の許可の申請に対する審査 1件 81,000円

エ 産業廃棄物収集運搬業の許可の更新の申請に対する審査 1件 73,000円

オ 産業廃棄物処分業の許可の申請に対する審査 1件 100,000円

カ 産業廃棄物処分業の許可の更新の申請に対する審査 1件 94,000円

キ 産業廃棄物収集運搬業の事業の範囲の変更の許可の申請に対する審査 1件 71,000円

ク 産業廃棄物処分業の事業の範囲の変更の許可の申請に対する審査 1件 92,000円

ケ 特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可の申請に対する審査 1件 81,000円

コ 特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可の更新の申請に対する審査 1件 74,000円

サ 特別管理産業廃棄物処分業の許可の申請に対する審査 1件 100,000円

シ 特別管理産業廃棄物処分業の許可の更新の申請に対する審査 1件 95,000円

ス 特別管理産業廃棄物収集運搬業の事業の範囲の変更の許可の申請に対する審査 1件 72,000円

セ 特別管理産業廃棄物処分業の事業の範囲の変更の許可の申請に対する審査 1件 95,000円

ソ 産業廃棄物処理施設の設置の許可の申請に対する審査

(ア) 法第15条第4項に規定する産業廃棄物処理施設に係るもの 1件 140,000円

(イ) その他の産業廃棄物処理施設に係るもの 1件 120,000円

タ 産業廃棄物処理施設の設置の許可に係る事項の変更の許可の申請に対する審査

(ア) 法第15条第4項に規定する産業廃棄物処理施設に係るもの 1件 130,000円

(イ) その他の産業廃棄物処理施設に係るもの 1件 110,000円

チ 熱回収の機能を有する産業廃棄物処理施設の認定の申請に対する審査 1件 33,000円

ツ 熱回収の機能を有する産業廃棄物処理施設の認定の更新の申請に対する審査 1件 20,000円

テ 産業廃棄物処理施設の譲受け又は借受けの許可の申請に対する審査 1件 94,000円

ト 産業廃棄物処理施設の設置者である法人の合併又は分割の認可の申請に対する審査 1件 94,000円

(2) 使用済自動車の再資源化等に関する法律(平成14年法律第87号)に基づく次に掲げる事務

ア 引取業者の登録の申請に対する審査 1件 5,600円

イ 引取業者の登録の更新の申請に対する審査 1件 3,600円

ウ フロン類回収業者の登録の申請に対する審査 1件 6,000円

エ フロン類回収業者の登録の更新の申請に対する審査 1件 4,000円

オ 解体業の許可の申請に対する審査 1件 78,000円

カ 解体業の許可の更新の申請に対する審査 1件 70,000円

キ 破砕業の許可の申請に対する審査 1件 84,000円

ク 破砕業の許可の更新の申請に対する審査 1件 77,000円

ケ 破砕業の事業の範囲の変更の許可の申請に対する審査 1件 67,000円

(3) 土壌汚染対策法(平成14年法律第53号)に基づく次に掲げる事務

ア 汚染土壌処理業の許可の申請に対する審査 1件 240,000円

イ 汚染土壌処理業の許可の更新の申請に対する審査 1件 220,000円

ウ 汚染土壌処理業の許可に係る事項の変更の許可の申請に対する審査 1件 220,000円

エ 汚染土壌処理業の譲渡及び譲受けの承認の申請に対する審査 1件 100,000円

オ 汚染土壌処理業者である法人の合併又は分割の承認の申請に対する審査 1件 100,000円

カ 汚染土壌処理業の相続の承認の申請に対する審査 1件 100,000円

(平16条例28・全改、平21条例32・平22条例32・平23条例19・平30条例24・一部改正)

(手数料の徴収時期)

第3条 手数料は、前条の事務の請求があった際、当該請求者から徴収する。ただし、市長が別に定めるときは、この限りでない。

(手数料の不還付)

第4条 既納の手数料は、還付しない。

(手数料の減免)

第5条 市長は、災害その他特別の理由がある場合において、特に必要があると認められるときは、手数料を減免することができる。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

付 則

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

付 則(平成13年3月30日条例第18号)

この条例は、平成13年4月1日から施行する。

付 則(平成16年3月26日条例第28号)

この条例は、平成16年7月1日から施行する。ただし、第2条の改正規定(同条第2号アからエまでの規定に係る改正部分に限る。)は、平成17年1月1日から施行する。

付 則(平成21年10月5日条例第32号)

この条例は、土壤汚染対策法の一部を改正する法律(平成21年法律第23号)附則第1条ただし書に規定する規定の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

(平成21年10月15日政令第245号で、平成21年10月23日から施行)

付 則(平成22年3月30日条例第32号)

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

付 則(平成23年6月23日条例第19号)抄

この条例は、平成23年7月1日から施行する。

付 則(平成30年3月26日条例第24号)

(施行期日)

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の尼崎市産業廃棄物等関係事務手数料条例第2条第2号ケの規定は、この条例の施行の日以後の事務の請求に係る手数料について適用し、同日前の事務の請求に係る手数料については、なお従前の例による。